

令状の会ニュース

2009年2月10日第106号

編集・発行
逮捕令状問題を考える会
〒135-0002
東京都江東区住吉2-27-1
TEL/FAX: 03-3633-1954
振替: 00160-5-404749
Email: reijo@mx4.mesh.ne.jp
HP: <http://www.2s.biglobe.ne.jp/~reijo/index.html>

犯人ねつ造システムと化した刑事手続きの抜本的改革を！
* 違法捜査くり返す警察・検察から強制捜査権をはく奪しよう
* デッチあげ追認の官僚裁判官から事実認定権をはく奪しよう
公安警察はじめすべての弾圧と抑圧の機関の解体を！

自己不信と責任逃れの奴隷思想を超えて 裁判権を市民の手に！ - そのために何をすべきか

刑事裁判は、もはや多くの市民が「このままではいけない」と考えるまでに危機と腐敗を深めています。しかし、裁判員制度をめぐる「市民なんかに任せられない」「どうせ市民には何もできない」「迷惑」など、市民を罵倒し、無力感をあおり、脅して、官僚司法の現状を維持しようという声も存在しています。

そうした中で、自由法曹団が公表した『裁判員制度についての意見書』は、刑事司法の改革が市民自身の課題であること、市民のみが改革を実現できることをあらためて訴えています。(2面参照)

逮捕令状問題を考える会では、日本の刑事手続きの改革のために、日本にも存在した取り調べの可視化と全証拠開示が当たり前の時代とそれを支えた予審制度について、これまで学んできました。2月からは、自由法曹団の呼びかけに応じて、刑事裁判の現状と裁判員制度について学んでいきたいと考えています。

自己不信と責任逃避からは何も生まれません。腐敗した刑事手続きを改革し、

定例会/裁判員制度学習会 (第1回)

日時: 2月21日(土) 午後6時30分

会場: 神宮前穂田区民会館会議室2号

(みさき会名で借りています)

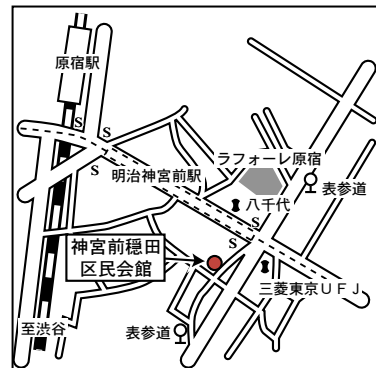
テキスト:

自由法曹団『裁判員制度についての意見書』

<http://www.jlaf.jp/pdf/2008/081014saibanin-ikensyo2.pdf>

神宮前穂田区民会館

住所: 渋谷区神宮前6-31-5
電話: 03-3407-1807
(第2回は3月21日(土) 午後6時30分から、千駄ヶ谷区民会館会議室2号で行います)
会場費: 100~200円を負担してください。



裁判権を市民自身の手に取り戻すために、私たちは何をなすべきか、何ができるのか、いま考えていく必要があるのではないのでしょうか。

そのために、まず刑事裁判の現状や裁判員制度に正面から向き合い、学び、批判していくことが必要です。自由法曹団の意見書をテキストに、刑事裁判の現状と裁判員制度の意味について、一緒に考えてみませんか。



犯罪が発生すると容疑者だけでなくその家族、被害者にまで一斉にマスコミが殺到し、あらゆるプライバシーを暴きたてる。時にマスコミは犯罪や犯人すらデッチあげる。

浅野健一同志社大教授が「メディアフレンジー（凶乱）」と呼ぶ事態だ。週刊文春が殺人犯に仕立て上げた三浦和義さん、信濃毎日新聞や週刊新潮などが松本サリン事件の犯人と描き上げた河野義行さん、報道被害者は数限りない。

他に容疑者が出るなど犯人視報道の非道がごまかせなくなると、一部のマスコミは反省や謝罪をしてみせる。が、それがポーズにすぎないことは、次の事件でまた同じメディアフレンジーが再現されることから明らかだ。

この映画では、容疑者逮捕後のその家

「私たち自由法曹団は『負担は軽いですよ』、『三日で終わります』『難しいことは裁判官に任せてくれれば安心です』などとは決して言わない。むしろ、現状の官僚司法による刑事裁判が、多くの冤罪・誤判を生み出していることを、一人でも多くの市民の皆さんに知っていただきたい。

しかも、裁判員制度の制度設計には、みなさんの社会常識を十分に活かすうえで、さまざまな欠陥がある。したがって刑事裁判の目的である『無罪の発見』は、決して簡単ではない。そのことも率直に指摘せざるを得ない。

しかし、私たちはそれでも、皆さんの社会常識や、市民感覚、正義感がどうしても必要だと考えている。

司法の未来を決めるのは皆さんです」

（自由法曹団『裁判員制度についての意見書』より）

3月定例会／学習会



日時 3月21日（土曜日）午後6時
 場所 千駄ヶ谷区民会館会議室2号
 渋谷区神宮前1-1-10
 電話 03-3402-7854
 東京メトロ千代田線 明治神宮前駅 徒歩8分

《今号の目次》



- * 裁判権を市民の手に！
 そのために何をすべきか・・・ 1
- * 映画紹介：誰も守ってくれない・・・ 2
- * 裁判員制度空洞化で
 現状維持狙う最高裁・・・ 4
- * オゾンホールは健康に悪いか・・・ 6



族に対するマスコミのメディアフレンジーが描かれる。

両親と兄妹の4人家族の兄が殺人事件の容疑者として逮捕されると、マスコミは一斉にこの家族に群がり襲いかかる。「家族にも罪を償う義務がある」などと正義ぶって叫ぶマスコミの姿は醜悪だ。新聞や雑誌を売るため、視聴率を取るためなら、誰をどれほど踏みにじってもかまわないという本性を隠して「正義」を叫ぶことで、自分の醜い姿すら自覚できなくなっているマスコミ人がいる。自分たちが追いつめた母親の自殺を聞いても、警察を弾劾してみせるだけなのだ。

続いて描かれるインターネットの掲示板を利用した「祭り」と呼ばれる被害者家族に対する袋だたきは、絶対に反撃されないという安心感の下で、人間が他人を踏みにじることにどれほど快感を覚えるかを容赦なく描き上げる。それはまさに「いじめ」の構図だ。そう、マスコミのメディアフレンジーも強者には卑屈に尻尾を振り、弱者に牙を剥く「いじめ」以外の何ものでもないのだ。

浅野教授は、裁判員制度始動を前にこうした犯罪報道の「全面転換」の必要性

を訴えている。ただ、国家による報道規制には反対している。報道規制はまず何より権力犯罪に対する報道を規制することになるから。

私は、国家の報道規制もやむをえないかと思う。強者に屈服し弱者を踏みにじる「いじめ」に奔走するマスコミに権力犯罪の報道などできるとは思えないし、権力を恐れずその犯罪を報道するジャーナリストなら弾圧の強化で筆を折ることも思えない。政府の直接の抑圧や弾圧には抵抗できるが、第4の権力であるマスコミの正義の仮面をかぶった暴走に抵抗することはより困難だからでもある。

マスコミや「祭り」から妹を守る警察も、結局は兄を犯人とするための証言を得るためでしかない。まさに「誰も守ってくれない」。犯罪被害者は「被告人の人権は守られるのに、被害者の人権は守られない」と訴える。そうではない。映画が描くのは、被告人の人権も守られないが、犯罪被害者も被告人の家族の人権も守られていない現実だ。その現実を前者のように言い換えることによって、犯罪被害者に人権を踏みにじる真の元凶である政府やマスコミの姿を見失わせ、被告人の人権破壊に利用しようとするのが被害者参加制度だろう。

権力からもマスコミからも、「誰も守ってくれない」被告人、その家族、被害者が、立場を超えて市民自身の人権を守るために闘う必要性を、あらためて痛感させてくれた映画だった。 (N)

裁判員制度空洞化で 現状維持狙う最高裁

海津正和

「迅速化」「迷惑論」 の暴走に危機感

報道によれば、最高裁は1月19日、それまで行ってきた裁判員制度をめぐる模擬裁判の結果を分析した報告書を作成したとのこと。

報告書は裁判員裁判の基本原則として、(1) 裁判員が審理内容を理解し意見を述べられる (2) 合理的期間内に審理を終え国民の負担を少なくする (3) 刑事裁判の目的の真相解明、被告の権利保護をあげたが、「裁判員裁判でも真相の解明は審理期間の短縮以上に重要だ」として (1) (2) の過度の重視は (3) の軽視につながると指摘しました。公判前整理手続きでも「証拠の点数を減らすことのみを力を注ぐのではなく、真相解明に必要不可欠な証拠は何かという観点が必要」とも述べています。

こうした報告書発表の背景には第一に、一審の審理が尽くされていないとして差し戻した2008年12月の広島高裁 檜崎康英裁判長の控訴審判決に示されるように、裁判迅速化法以来の最高裁の「短期間での有罪判決」路線に過度に反応した下級審の裁判官や検察官が、「精密司法」として作り上げてきた犯人ねつ造・

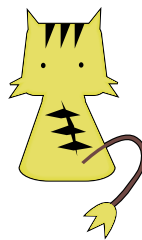
断罪システムを逸脱して被告人を十分に断罪しない、できないまま判決しはじめた現実への危機感があります。

第二に、「裁判員迷惑論」の暴走によって、裁判員制度での審理の拙速化が不可避とされ、もはや「真相究明などというポーズすら維持できなくなりつつあることへの危機感があります。

市民が刑事裁判にかかわることは、決して裁判を短期間で終わらせなければならぬ理由とはなりません。すでに拙稿で示したように、米国のO・J・シンプソン事件では、陪審員となった市民は「9ヶ月もホテルに閉じ込められ、まるで囚人と同じような生活」(大野和基氏によるインタビューから)を強制されています。同じ市民の人生や生命を奪おうとする刑事裁判で、他の市民がこの程度の負担を払うのは当然でしょう。

しかし、裁判員制度を否定し官僚司法の現状を維持しようとする点では「裁判員制度不要」論と共通する立場の最高裁は、そうした被告人のために市民(裁判員/陪審員)が当然払うべき負担を否定してきました。そして、「裁判員迷惑論」を利用して「裁判員裁判だから3日以内に終わらせなければならない」などと主張し、公判前整理手続きによる被告人側の防御権制限など「短期間での有罪判決」路線を推進してきたのです。

ところが、最高裁の思惑を超えて「迷惑論」がエスカレートし、裁判は捜査機関の判断の追認儀式にすぎないという現



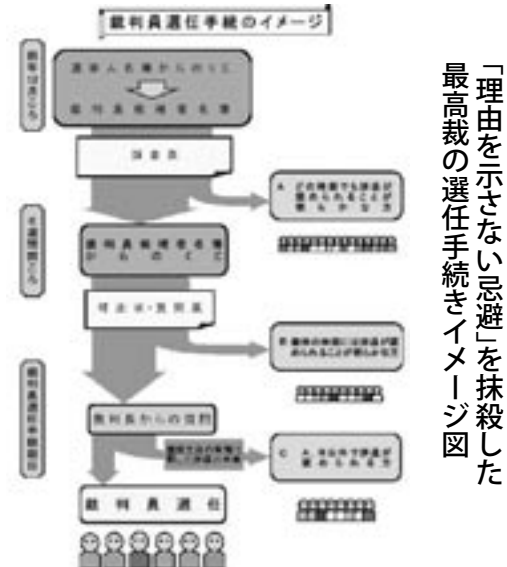
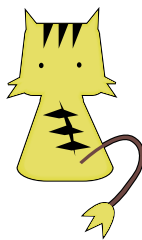
実を白日の下にさらしてしまうほどになっちゃったのです。

報告書は最高裁の「短期間での有罪判決」路線を撤回するものではありません。官僚システム特有の下部官僚が上司の意向に添おうと励むあまりに意向を逸脱して暴走するのを再び統制下に抑えようとするものにすぎません。

**「理由を示さない忌避」
を事実上禁止**

より重大なことは、最高裁が官僚司法維持のため裁判員制度空洞化の攻撃に踏み出していることです。報告書は、「無用な呼び出しを避けるため、できる限り早期に辞退を認めるような運用をするべきだ」と裁判員の負担を口実にし、選任手続きもあくまで辞退事由などを判断するためのものと主張しました。そして、選任手続きでは裁判員候補者が検察側や被告・弁護側に有利かどうかを見極めるために質問したり、人柄や能力を探るためだけの質問も許されないと、「理由を示さない忌避（正確には不選任の請求）」を事実上禁止しようとしているのです。

これまで官僚裁判官による裁判制度の下で、被告人は誰に裁かれるか一切の発言権を許されていません。その結果、恵庭えん罪事件で「どこでいつどのように実行したか不明でも有罪」とした遠藤和正裁判長のような悪質な判事が跋扈する原因となっています。たとえ裁判員だけといえども「理由を示さない忌避」によ



て、被告人が判決する者の公正さを問うことができるというのは、裁判員制度の数少ない積極的意義です。しかし、だからこそ最高裁は被告人の「理由を示さない忌避」を認めることが官僚裁判官の不正さの指摘へと発展することを恐れています。そこで最高裁は、この報告書で「理由なき忌避」を辞退問題にすり替えることで、被告の「理由を示さない忌避」を事実上禁止しようとしているのです。

結局、この報告書は、裁判員制度を官僚司法の枠内に閉じ込め、最高裁の統制下におくことを狙った反動的なものではありません。

裁判員制度を否定するか、認めるかは、最高裁の支配する官僚司法の現状を容認するか、それを変える必要を認めるかの対立であることが、ますます明らかになってきました。裁判員制度にどれほど欠陥があろうと、必要なのはその欠陥の改革を追求することであって、欠陥を口実に官僚司法の現状維持を求めることであってはなりません。

オゾンホールは健康に悪いか

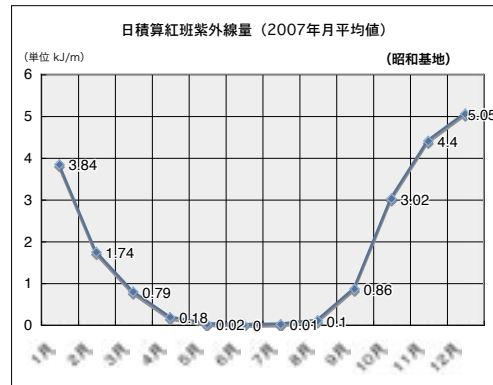
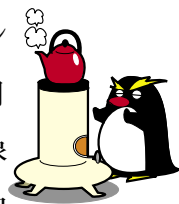
今は地球温暖化に一歩譲った感があるが、何年か前までオゾン層破壊がもっとも問題視されていた。大気中に排出されたフロンなどがオゾン層のオゾンを分解してしまう結果、オゾン層で遮蔽されていた紫外線が地上まで降り注ぎ皮膚癌などを増加させる、というものだ。その関連で、南極上空に発生するオゾン量の低い領域いわゆるオゾンホールの拡大がセンセーショナルに取り上げられた。

しかしちょっと待ってほしい。紫外線の増加は健康を破壊するだけだろうか。

紫外線の効能の一つにビタミンDの生成がある。日照不足、日光浴不足、過度な紫外線対策によるビタミンD不足は、くる病、骨軟化症、骨粗鬆症の原因となるし、高血圧、結核、癌、歯周病、多発性硬化症、冬季うつ病などの可能性も指摘されている。そうした病気にかかるリスク低下と皮膚癌へのリスク上昇が冷静に比較検討されなければならない。

では、オゾンホールにより紫外線は健康を破壊するほど増加するのだろうか。

NASAによれば、南極上空のオゾンホールが最大となったのは2000年9月9日の約2,950万平方kmである。気象庁は、2007年のオゾンホールが8月中旬に発生し、9月13日に最大の2,490万平方kmに達して、その後11月下旬に急速に縮小し、12月16日に消滅し



たと発表している。

そこで気象庁の資料により同時期の南極の紫外線量についてみると上図のようになる。当然ながら南極の極夜の冬にはほぼゼロになる。なお、12月の5.05という数字は、那覇の同年7月の5.18よりやや少ない程度だ。このことから見えるのは、南極上空のオゾンホール拡大は、紫外線不足が問題となる9・10月に紫外線量を増加させて健康増進に寄与するということだ。ただし、不足を解消するほどではないから、昭和基地の者はやはり日光浴不足によるビタミンD欠乏に気をつけなければならない。

環境は常に変化するし、変化には良い面も悪い面もある。環境対策とされたバイオ燃料が穀物価格を高騰させ飢餓を拡大しているし、チェルノブイリで地域環境を徹底的に破壊し居住不可能にした原発が温暖化対策を口実に推進を叫ばれてもいる。利潤追求は必ず暴走し汚染と生活基盤の破壊に行き着くのに、環境対策はビジネスになるとの声すらある。

教条的に環境保護を叫ぶ前に、保護すべき環境とは何か、事実即した分析と議論が必要ではないだろうか。 (N)